特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２２号
東京都千代田区麹町４丁目７番２号
清算株式会社　株式会社インテクトホールディングス
1　決定年月日　平成24年10月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第９号
香川県坂出市西大浜北４丁目４番33号
清算会社　世紀土地開発株式会社
代表清算人　小川　照代
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
高松地方裁判所丸亀支部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０３７号
東京都渋谷区代官山町３番13号
清算株式会社　株式会社創造
代表清算人　谷口　英二
1　決定年月日　平成24年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者明治住宅株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から７日以内に、清算株式会社が日本出版販売株式会社に対して有する売掛金債権金20万4000円（支払日平成26年３月31日）につき、清算株式会社を譲渡人とし協定債権者明治住宅株式会社を譲受人とする債権譲渡通知を日本出版販売株式会社に対してすることにより、同金額を代物弁済する。
2　清算株式会社は、協定債権者東海建物株式会社に対し、本協定の認可決定が確定した日から７日以内に、清算株式会社が株式会社トーハンに対して有する売掛金債権金11万円（支払日平成26年３月31日）につき、清算株式会社を譲渡人とし協定債権者東海建物株式会社を譲受人とする債権譲渡通知を株式会社トーハンに対してすることにより、同金額を代物弁済する。
3　各協定債権者は、第１項及び第２項の各債権譲渡通知が有効に履行されたとき、債権の残額について免除する。
4　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第３号
岐阜県美濃加茂市下米田町小山672番地
再生債務者　株式会社春日
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成24年９月26日　　岐阜地方裁判所民事部

平成２４年（再）第１１号
大阪市北区紅梅町２番17号
再生債務者　日生機工株式会社
主文　すべての債権者は、再生債務者につき民事再生法250条１項の規定による破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、破産法25条１項に規定する強制執行等及び国税滞納処分(国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。)をしてはならない。
平成24年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１４号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
再生債務者　株式会社京都国際
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１５号
佐賀県神埼市神埼町尾崎3617番地１
再生債務者　肥前観光開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　山本　健司
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第１３号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番７―1302号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中４丁目19番10号Ｈ＆Ｅビル４階
再生債務者　ほしの耳鼻咽喉科こと星野隆英こと　崔　　隆英
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年11月２日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月30日から平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
千葉県山武市蓮沼イ3055番地
再生債務者　有限会社エヌワイ工業
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成24年10月２日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係